

第1章 計画の基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、人と人との絆を大切に互いに支え合い、守りあうことのできる地域社会を築くことが大切です。

このような地域社会を築くために、県民の皆さんと事業者、地域で活動する団体、行政が力を合わせて犯罪のない安全安心まちづくり¹を進めることを基本として、県では「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」（平成19年3月23日条例第9号、以下「条例」といいます。）を制定し、平成19年4月1日に施行しました。

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画（以下「計画」といいます。）は、条例第12条に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する取り組みを総合的かつ計画的に進めるための県の行動計画です。

県は、この計画において、条例に規定された事項について具体的な取り組みを定め、知事部局、教育委員会、警察が連携してこれを実施していくことにより、県民、事業者、地域の活動団体による自主的な取り組みや、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進していきます。

第2 県民の意見の反映等

この計画は、条例の制定にあたり、条例に盛り込むべき事項や今後、行うべき事項を提言していただいた「高知県安全安心まちづくり検討会」の意見などを踏まえて策定しました。

あわせてパブリック・コメントを実施し、広く県民の意見をお聴きしました。

第3 計画の期間

計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

第4 指標の設定と進行管理

計画期間における取り組みの到達点を数値目標として明らかにした「指標」を設定し取り組みの効果を測定するとともに適切な評価・検証につなげていきます。

また、取り組みを進めるうえで、状況の経年変化を確認していく「状況確認指標」を設定します。

計画に基づく取り組みの実施状況、指標及び状況確認指標の状況は、毎年度取りまとめて公表します。

¹ 犯罪のない安全安心まちづくり・・・

- (1) 地域社会における県民、事業者及び地域活動団体による犯罪の防止のための自主的な活動、及び
- (2) 県、市町村及び県民等（県民、事業者及び地域活動団体）による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（啓発、情報の提供等を含みます。）をいいます。（条例第2条）

第2章 計画の目標と基本的な方向

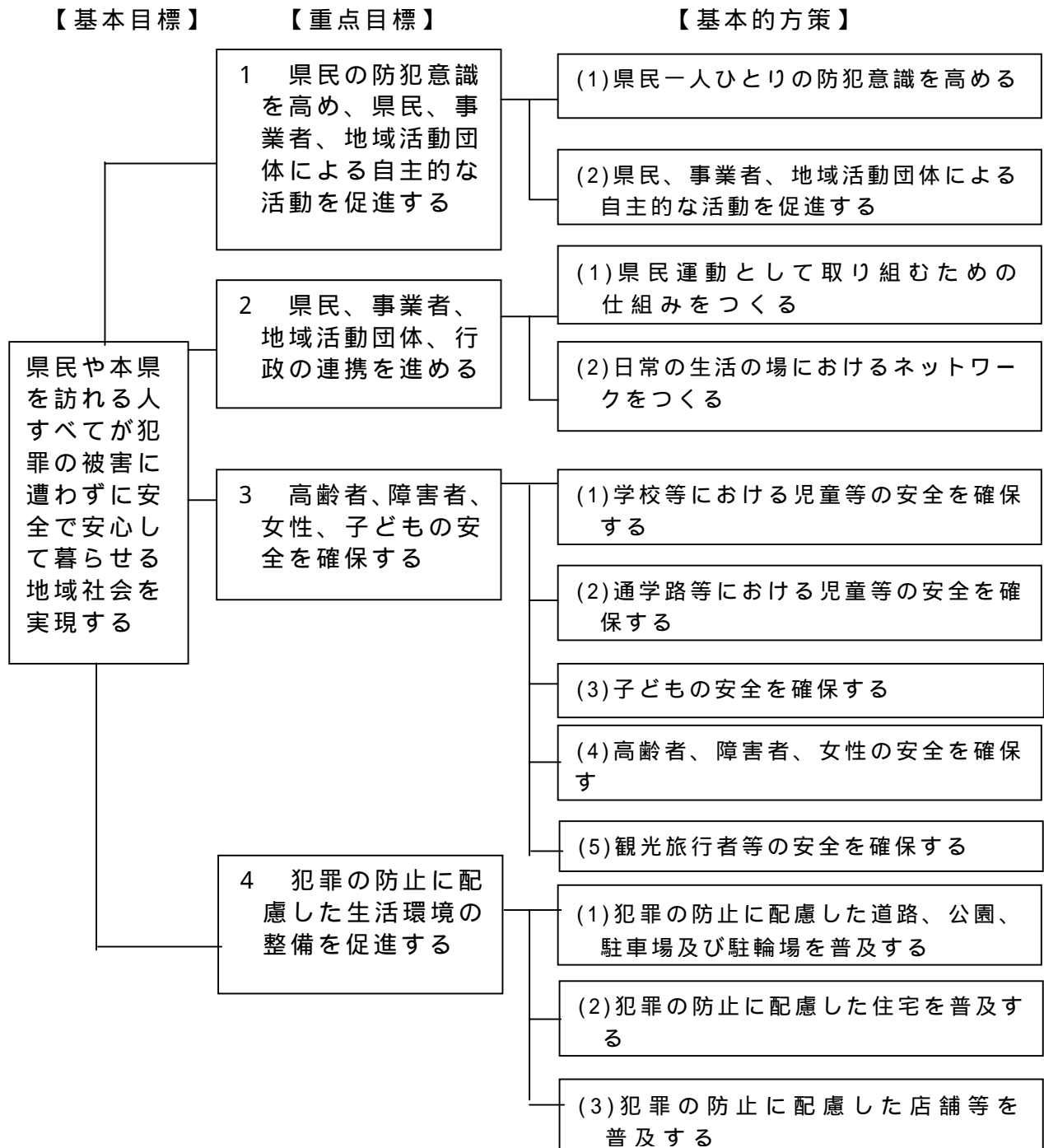
第1 基本目標

県民、事業者及び地域活動団体²の行う自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した地域の生活環境の整備を推進することにより、県民や本県を訪れる人すべてが犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる地域社会を実現することを基本目標とします。

第2 計画の基本的な方向

推進計画の目標を達成するため、以下の4つの【重点目標】に基づいた【基本的方策】に沿って、犯罪のない安全安心まちづくりを推進します。

第3 計画の取り組み体系



² 地域活動団体・・・自治会、老人クラブなどの高齢者団体、婦人会などの女性団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいいます。